

新町設定に関する主な関係法令

「住所整理」の手法としては、①町名地番整理 ②住居表示の2種類がある。
根拠法令は、

町名(地番)整理・・・「地方自治法第260条 s22.4.17 法律第 67 号」

住居表示・・・「住居表示に関する法律 s37.5.10 法律第 119 号」

「地方自治法第260条 s22.4.17 法律第 67 号」

ただし、地方自治法(同施行令)には、町若しくは字区域の新設・廃止及び名称の変更に関する事務手続き(議決処理及び都知事への届出、効力発生日)が規定されているのみで、具体・詳細の規定が無いため、この部分については、住居表示に関する法律、同実施基準の規定を根拠としている。

地方自治法関連条文

【地方自治法第260条(市町村区域内の町又は字の区域)】

市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

【地方自治法第260条 第2項】

前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

【地方自治法第260条 第3項】

第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

【地方自治法施行令第179条(抜粋)】

地方自治法第260条第1項の規定による処分は、旧耕地整理法による耕地整理・・・土地区画整理法による土地区画整理事業又は大都市地域における・・・の施行地区についてするものの効力は・・・土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日からそれぞれ生ずるものとする。

住居表示に関する法律関連条文

◇住居表示の方法

【住居表示に関する法律第2条(住居表示の原則)(抜粋)】

次の各号のいずれかの方法によるものとする。

一 街区方式 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若

しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合におけるその区画された地域(以下「街区」という。)につけられる符号(以下「街区符号」という。)及び当該街区にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号(以下「住居番号」という。)を用いて表示する方法をいう。

二 道路方式 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

◇新たな区域を画するもの(町の区域界や街区界)

【住居表示に関する法律第2条(住居表示の原則)(抜粋)】

市町村の町又は字の区画を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合における区画された地域(以下「街区」という)につけられる符号……。

◇新たな町の名称

【住居表示に関する法律第5条第2項(町又は字の区域の合理化等)(抜粋)】

新たな町又は字の区域を定めた場合には、当該町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない。これにより難いときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

◇変更の請求

【住居表示に関する法律第5条の2(町又は字の区域の新設等の手続の特例)】

市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、第二条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第二百六十条第一項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更(以下「町又は字の区域の新設等」という。)について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

2 前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から三十日を経過する日までに、その五十人以上の連署をもつて、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

3 市町村長は、前項の期間が経過するまでの間は、住居表示の実施のための町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出することができない。

4 第二項の変更の請求があつたときは、市町村長は、直ちに当該変更の請求の要旨を公表しなければならない。

5 市町村長は、第二項の変更の請求があつた場合において、当該変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出するときは、当該変更の請求書を添えてしなければならない。

6 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該処分に係る町又は字の区域内に住所を有する者から意見をきいた後でなければ、当該議案の議決をすることができない。

7 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案について、修正してこれを議決することを妨げない。

8 第二項の市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者とは、第一項の公示の日において選挙人名簿に登録されている者をいう。

◇詳細・具体的な規定

【街区方式による住居表示の実施基準(§38.7.30 自治省告示第 117 号)(抜粋)】

1. 町の区域の合理化

(1) 町の境界

町の境界は、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設または河川、水路等によって定められていること。この場合、境界線は、道路、河川、水路等の側線をとることが適当であること。

(2) 町の形状及び規模

イ 町の形状は、その境界が複雑に入り組んだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって区画された一団を形成されているものであること。

ロ 町の規模は、当該市町村の性格及び形態並びに当該地域の用途地域別人口、家屋の密度等を勘案し、街区数があまり多くなったり、少なくなったりしないように定められていること。

2. 町の名称の定め方

1による町の区域の合理化のため新しく町を設け又は町の名称を変更する場合においては、その町の名称は、次の基準によること。

(1) できるだけ従来の町の名称(当該地域における歴史、伝統、文化のうえで由緒のある名称を含む。)に準拠して定めることを基本とすること。

(2) 同一市町村の区域(特別区の存する区域を含む)内で、同一の名称又は紛らわしい類似の名称が生じる場合等(1)の基準により難いときは、常用漢字を用いる等できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにすること。

(3) 町の名称として丁目をつける場合においては、丁目の数はおおむね4, 5丁目程度にとどめることが適当であること。

3. 街区割り

(1) 街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によって定めるものとする。

(2) 街区の規模は、道路網の粗密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとする。参考までに住居地域における標準を示せば、面積 3,000~5,000 m²、戸数30戸程度が適当であること。

【町田市住居表示に関する条例第4条(住居番号の表示)(抜粋)】

建物の所有者、管理者または占有者は、次の各号の定めるところにより、それぞれ住居番号及び町名板を通行人から見やすい場所に表示しておかなければならない。

(1) 当該建物その他の工作物の主要な出入口が道路に接している場合は、当該出入口附近

(2) 当該建物その他の工作物の主要な出入口が通路から離れている場合は、当該建物その他の工作物から道路への主要な通路が道路に接する附近